

大情審答申第 419 号
平成 28 年 6 月 27 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 27 年 7 月 23 日付け大総務第 e-109 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市水道局長（以下「実施機関」という。）が、平成 27 年 4 月 27 日付け大水総境第 40 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 27 年 4 月 13 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市水道局水道開始申請書 昭和 27 年 大阪市西区千代崎〇丁目〇番〇号」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、公開条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該行政区における『開始、中止、異動、届出書』については、水道局総務部境川営業所で保存しているが、保存年限が 5 年であることから、平成 20 年より以前の届出書については廃棄しており、実際に存在しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 27 年 6 月 23 日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 5 条第 1

項第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、次のとおり実施機関の職員3人から「昭和27年の申請書」の存在を報告されていた。その存在を確認するために本件請求を行った。
 - (1) 平成22年9月16日（木）大阪市水道局境川営業所〇〇から電話で訊いている。
 - (2) 平成22年9月17日（金）大阪市水道局粉浜営業所〇〇から直接訊いている。
 - (3) 平成26年9月11日（木）大阪市水道局工務部西部水道工事センター所長〇〇が審査請求人宅に来て「昭和27年の隣家の申請記録がある」と言及している。
- 2 よって、審査請求人は、実施機関の職員3人が「昭和27年の申請書」の存在を認めているにもかかわらず、実施機関から昭和27年からの保存年限の5年が過ぎて廃棄したという回答を導き出したのか、コンプライアンスの観点から説明を求めるとともに、行政不服審査法の定めるところにより不服申立てをするものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書について
本件文書は、給水装置の使用を開始する際に使用者より届出られた情報が記載された「開始、中止、異動、届出書」である。給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具である。大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第7条（届出の義務）では「次の各号の1に該当するときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）、所有者、代理人又は総代人は、直ちに局長に届け出なければならない。」とあり、同条第2号「給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするとき」により、使用者は実施機関に対して給水装置の使用を開始することを届出なければならない。
ここで、審査請求人は本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に「水道開始申請書」と記載していることから、実施機関は、本件請求において審査請求人が公開を求めているものは「給水装置の使用開始の届出に使用する文書」とであると判断し、本件文書を対象文書と特定した。
- 2 本件決定について
本件文書は大阪市水道局公文書管理規程に基づいて管理しており、保存簿冊の保存期間を5年としていることから、平成20年より以前の届出書は廃棄しており、当該文書は存在しない。
- 3 審査請求人との過去のやり取りについて
審査請求人は、過去の実施機関とのやり取りについて本件審査請求に係る審査請求

書において前記第3の1(1)から(3)のとおり示している。

前記第3の1(1)から(3)について、実施機関において当時の経過等を確認したところ、前記第3の1(1)の件については定かではないが、前記第3の1(2)及び(3)において審査請求人は実施機関に対し給水装置の工事についての質問を繰り返し行っており、実施機関はその都度、給水管は給水装置の所有者が指定給水装置工事事業者（旧 大阪市公認業者）に依頼して設置した給水装置の所有者の財産であり、その移設については給水装置の所有者と隣家において協議いただくものである等の説明をしていたことが確認できた。

こうした本件審査請求の内容を踏まえると、現時点においては、審査請求人が本件請求において実際に公開を求めているものは「給水装置竣工届書」であったとも解される。

しかしながら、本件請求の時点では、本件審査請求に係る審査請求書に記載された内容は記載されておらず、また、本件請求に際して実施機関から審査請求人に対して再三、連絡を取るよう試みたが連絡がつかなかったため、前記1及び2にて説明したとおり、本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容に基づき、本件決定の判断をせざるを得なかったものである。

以上のことから、給水装置竣工届書は本件請求に係る対象文書足り得ず、本件文書を特定した実施機関の判断は、公開条例の趣旨を踏まえた公正かつ適正なものであると思料する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件文書が存在するはずであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

実施機関は、前記第4の2のとおり、本件文書を大阪市水道局公文書管理規程に基づいて管理しており、本件文書を編集している簿冊である「使用開始・中止・異動届書」の保存期間を5年としていることから、平成20年より以前の「開始、中止、異動、届出書」は廃棄しており、本件文書は存在しない旨、主張している。

ここで、当審査会において確認したところ、大阪市水道局公文書管理規程第28条第

2項により定められた文書分類表において、「使用開始・中止・異動届書」の簿冊について、保存期間が5年と定められていることが確認できた。

したがって、本件文書を廃棄していることから存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第53号

年 月 日	経 過
平成27年7月23日	諮問
平成27年8月27日	実施機関から弁明書の提出
平成28年2月9日	審議（論点整理）
平成28年3月4日	実施機関理由説明
平成28年5月11日	審議（答申案）
平成28年6月15日	審議（答申案）
平成28年6月27日	答申